

## 折々の記 No189 : 次なる課題への重要な一歩！

(平成24年3月30日記)

本日(3月30日)1400、衆議院第一議員会館「大会議室」で実施された「尖閣を守れ！領海警備強化を求める国民集会」(日本会議及び日本会議国会議員懇談会主催)に誘われて参加した。開会挨拶の後、海洋法研究の第一人者である山田吉彦東海大学教授による「提言」、73名の国会議員を代表して各党の挨拶があり、決議文(案)が朗読され、参加者全員の拍手による賛意表明・決議が行われた。

本日の国民集会のポイントは以下の通りである。

### 1 趣旨

右のチラシの説明による。

平成22年9月、尖閣諸島沖で発生した中国漁船衝突事件を受けて、翌10月に開かれた沖繩集会では、漁業関係者や行政・議会関係者が尖閣の危機を訴え、「このままでは、安心して漁業ができない、領海警備体制を強化してほしい」とあいつぎ政府に要望しました。この要望を受けて、不備だった領海警備体制の強化を求める国会請願署名が全国で推進され、220万名が集められました。この間、与野党の国会議員も次々に尖閣諸島の実効支配や領海警備体制について国会論議を展開。

政府はついに今年2月28日、領海警備体制(海上警察権)強化のため、海上保安庁法と外国船舶航行法の改正案を閣議決定し、今国会の成立をめざすこととなりました。

海洋国家日本の主権と権益を守るため、私達は政府の法案を支持し今国会の成立をめざして国民運動を推進します。



### 2 日々強化される中国の海洋覇権(上記のチラシから)

- ① 中国漁業監視船の尖閣沖領海や接続水域内への侵犯・侵入事件が増加し、また尖閣海域での海上保安庁による調査活動の中止を要求する事件が相次いでいる
- ② 中国政府は尖閣周辺の島々は中国領土だとして71の無人島に名称をつけHPで公開
- ③ 中国共産党機関紙『人民日報』は、尖閣諸島を「中国の核心的利益」と位置付け報道
- ④ 中国の東シナ海管轄当局者は、尖閣沖の巡視は「日本の実効支配打破」のためと明言
- ⑤ 中国海軍少将は、中国の9部門の海上法執行機関を統合して「国家海岸警備隊」を創設し、海軍を後ろ盾とする海上警備強化策を提言

### 3 領海警備強化に向けた法案で何が改善されるか？

改善点は以下の通りである。

- ① 「領域警備」を海上保安庁の主要任務に規定  
海上保安庁の主要任務として「領海警備」が新たに追加され、外国船舶の違法活動を取り締る体制(装備、訓練、人材育成など)が拡充される。また、外国公船に対し、国際法違反で退去要請が可能になり、外国人活動家の船舶侵入阻止も主要任務となる。
- ② 立入検査を省略して「退去命令」と「拿捕」が可能になる  
違法で領海内に侵入している外国船舶に対して、立入検査をせずとも勧告及び「退去命令」を出し、従わない場合は、「退去命令違反罪」が成立し、罰則を適用するための拿捕が可能となる。(罰則は1年以下の懲役または50万円以下の罰金)
- ③ 遠方無人島の不審者に海上保安庁が対応できる  
警察庁長官と海上保安庁長官が事前協議し、尖閣諸島の対処は海上保安庁の任務とすることが可能に。この場合、海上保安官は警察官の職務執行を行い、犯罪の予防と犯人の捜査及び逮捕を行うことができる。
- ④ より穏やかな物理的実力(放水銃等の使用)を可能にする  
海上警察権強化に関連する内部規則を改正し、放水銃等の活用制限が緩和される。これにより、違法な外国船舶を強制的に排除したり、拿捕に際しての有効な実力行使が可能となる。
- ⑤ 違法船舶の所有者や責任者への質問権が行使できる  
尖閣抗議船の所有者や関係者、捕鯨反対の団体責任者にも質問でき、組織的犯罪の未然防止や再発防止への効果を高めることができる。

#### 4 決議文

「平成二十二年九月の尖閣事件以降、尖閣諸島をめぐる情勢は緊迫の度を深めている。特に尖閣諸島海域では、多くの中国漁船が我が物顔で違法操業を繰り返し、今や日本の漁業関係者は漁業ができない状態に追い込まれている。沖縄からの切実なメッセージに呼応して「尖閣を守れ」「日本の海を守れ」という声が全国各地から沸き起こり、同年十一月より領土領海を守るための署名運動が繰り広げられた。

全国各地で集められた国民署名は、僅か一年で実に二百十万を超え、請願署名の紹介国会議員も二百五十四名に達した。石垣市長の尖閣諸島上陸視察を支持する地方議員署名も三千三百名を上回り、国会では議員による尖閣上陸調査に向けた動きが生まれている。石垣市議会も二十二年十二月、一月十四日を「尖閣諸島開拓の日」とする条例を可決した。

こうした世論の盛り上がりのなかで平成二十三年十一月二十一日、「尖閣諸島を守る全国国民集会」を開催したところ、国土交通副大臣を始めとして民主党、自由民主党、公明党、国民新党、みんなの党、たちあがれ日本の六党代表が参加し、領海警備体制を強化する法整備を支持した。

このような党派を超えた与野党の協力体制の中で政府は今年二月二十八日、海上保安庁法と外国船舶航行法の改正常を附議決定し、国会に提出した。

一方、石垣市長による尖閣諸島上陸は未だに実現していない。尖閣諸島の実効支配強化のため、灯台建設や避難港整備、沖縄海域に出没する中国の公船に対する法整備も迅速に進めるべきである。

よって我々は、政府及び与野党に対し、二百万署名をもとに、以下の三点の実現を強く要望する。

- 1 二月二十八日に閣議決定された領海警備を強化する法案を今国会において速やかに

成立させること。

- 2 石垣市長による上陸調査の実現をはかるとともに、灯台や避難港の建設に着手すること。
- 3 自衛隊が平時から国際法に基づいて領海警備をできるよう、法整備を早急に進めること。

右、決議する。

平成二十四年三月三十日

尖閣を守れ！領海警備の強化を求める国民集会

## 5 次なる課題は何か？

今回の国民集会は飽く迄も領海警備に特化した決議であるが、領空や領土における警備についても問題がある。

テロリストやゲリラ等が我が国に侵入して騒擾活動や違法活動を行ってもそれへの対処は基本的には警察の任務であり、自衛隊は治安出動や防衛出動が発令されない限り対処は出来ない。何でも自衛隊がやるべきだとは言わないが、平時から有事に亘って、特にそのグレー部分において切れ目なく有効に対処し得るような法律的な整備を早急に行わねばならない。

領空侵犯措置はあるが、そのみでは領空の警備は十分ではない。領海のみならず、領土や領空をも含んだ領域警備の法的体制整備を行うことが肝要だ。